

電力・ガス取引監視等委員会

第36回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年2月24日（金） 10：00～11：59

2. 場所：オンラインにて開催

出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、松村委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第36回料金制度専門会合第1部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、平瀬委員、石井オブザーバーは御欠席予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以後の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 山内でございます。よろしくお願いいたします。今日は1部、2部というように分かれていて、1部の議題は議事次第にありますけれども、2つございます。

それで、議題1「2021年度一般送配電事業者の収支状況の事後評価等について」であります。まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○福原NW事業監視課長補佐 ネットワーク事業監視課の福原でございます。資料3-1、2021年度一般送配電事業者の収支状況の事後評価等について、御説明させていただきます。

2スライド目でございます。本日の議論内容でございますけれども、毎年度やっておりますが、一般送配電事業者における年度ごとの収支状況の確認につきまして、2月2日付で経済産業大臣から本委員会に意見を求められたところとなっております。これを受けま

して、2月3日に開催されました本委員会において、料金制度専門会合にて、2021年度の一般送配電事業者の収支状況の事後評価及び追加的な分析・検証を行うこととされました。このため、本日につきましては一般送配電事業者の収支状況の事後評価の実施・検証内容について御報告をさせていただき、御議論いただきたいと思いますと考えております。

なお、2023年度からレベニューキャップ制度が導入されることとなっておりますけれども、2022年度の収支状況までは、この事後評価という形での評価をさせていただくこととなっております。

次スライド以降、根拠規定等が続いておりますが、割愛をさせていただきまして、9スライド目となります。

現行制度といたしましては、事後評価といたしまして、超過利潤累積額が一定の水準を超過するか、いわゆるストック管理、若しくは想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過したどうか、フロー管理につきまして、確認をいたします。その内容を踏まえまして、場合によっては翌々年事業年度開始日までに値下げ届出がなされることが求められることともございまして、それがなされないとなった場合には変更命令が発動されるという、現行制度の内容となっております。

この結果を踏まえまして、ストック管理・フロー管理、それぞれの事後評価の結果が次スライド目以降となっております。

まずストック管理でございますけれども、結果としまして、10社の当期超過利潤累積額について、値下げ命令の発動基準となる一定水準を超過した事業者はいないという結論となっております。

その主な理由といたしましては11スライド目でございますけれども、やはり需要が想定より大幅に下回っているという状況でありましたり、また、設備関連費用の観点で配電工事等の厳選等によって、そういった関連費用の想定が下回ったり、そういった理由が主な理由として挙げられております。

なお、参考といたしまして12スライド目でございますが、関西電力送配電につきまして、不適切な発注・契約による支出増の確認といったスライドでございます。2021年9月に不適切な処理の事案が判明しました関西電力送配電、こちらは送電線付近での樹木の伐採における補償費の不適切な支払いの件でございます。こちらについて、2020年度収支状況の事後評価では、実施した2022年2月時点で関西電力のコンプライアンス委員会による調査中であったということでございますので、その際、当時、判明していた超過契約額0.1億

円について確認をしたというところでございます。その後、2022年6月に関西電力のコンプライアンス委員会による調査結果がまとまりまして、その結果が約4.6億円ということが判明いたしました。

4.6億円につきましては13スライド目でございますが、関西電力送配電の収支算定結果と超過利潤算定結果を見ていただくと分かりますとおり、この超過契約額4.6億円は適切に反映されているという確認がされております。

加えまして、同会社につきましては、14スライド目でございますが、2021年6月分から2022年3月分までのエリアインバランスにつきまして、その算定に必要となる小売電気事業者における時間前市場からの調達量のデータといったものについて、広域機関からのデータ連携を誤って停止した結果、算定が正しくされていなかったということが判明しております。こちらは関西エリアにとどまらず、ほかのエリアにも一定程度影響があるものでございますが、影響額は現在精査中ということでございます。仮に影響額が固まりますと、そちらの清算は2022年度、若しくは2023年度の収支に反映されるということと認識しておりますが、こちらについても引き続き、報告・注視をさせていただく予定でございます。

続きまして、フロー管理でございますが、こちらについてもストック管理と同様、10社におきまして、値下げ命令の発動基準となる基準を超過した事業者はいないという結果となっております。

なお、16スライド目、17スライド目のとおり、廃炉等負担金を踏まえた事後評価の件につきましては、東京電力パワーグリッドにつきまして、東京電力グループ他社の資金負担等との比較をした上で、過大な費用負担をしないようにというルールが設けられているところでございますが、17スライド目の結果、我々事務局のほうでも2021年度の収支状況にて確認した結果、基準に達したということはありませんでしたので、その旨も御報告をさせていただきます。

申し上げましたストック・フロー管理等の結果でございましたが、20スライド目以降につきましては、その2021年度の収支状況について、事務局での分析結果となります。

(1) 前提となる需要の経年変化というところでございますけれども、21スライド目、22スライド目は従来より御説明させていただいております、一般送配電事業者を取り巻く環境の変化ということでございます。こちらについては御説明を割愛いたしまして、23スライド目でございます。

まず需要量、アワーについての年度別実績でございます。2021年度の需要量につしまし

ては、コロナ禍で経済活動が落ち込んだ前年度の反動から、各事業者において前年度比増加という結果となっております。一方で、想定需要を見ていただきますと分かりますとおり、当時の原価算定時における想定需要と比較すると、沖縄以外の社においては、それを下回る結果となっております。

24スライド目でございます。続きまして、契約kWの年度別実績でございますが、こちらもアワーの傾向と同様でございます。経済活動の回復等を受けて、前年度よりは増加しているという状況が確認できております。

25スライド目以降でございますが、(2) 想定原価と実績費用等の比較というところでございます。

26スライド目を見ていただきますと、想定原価と2021年度の実績収入の比較を評価しておりますけれども、節電・省エネ等の影響によって、需要量の実績が想定を上回る傾向が継続するということでございますが、こうした中、東北・北陸・沖縄以外の7社におきましては、2020年度に引き続き実績収入が想定原価を下回るという状況となっております。実績収入を直近3年間で平均した値についても、北陸・沖縄を除く8社で想定原価を下回っているという状況です。

28スライド目を御覧いただきますと、想定原価と2021年度実績費用の比較となっております。費用が拡大した事業者の共通事項としましては、調整力費用でありましたり、人件費などが増加しているといった理由によって、実績費用が想定原価を上回ったというケースがございます。実績費用を直近3年間で平均した値につきましても、北海道・中部・北陸・沖縄の4社で想定原価を上回ったという結果となっております。

29スライド目につきましては、2021年度実績費用と想定原価を比較した際の乖離要因の分析となっておりますが、こちらは設備関連費用を見ていただきますと、かなり下回って乖離が発生しているという状況でございます。東京・四国・沖縄につきましては、まだ実施しておりませんが、その他の社につきましては、減価償却費の計上方法を変更しているといった影響が、一つ、要因として挙がっております。今後、東京・四国・沖縄につきましては、まだ現行の償却方法を変更しておりませんので、来年度以降、その影響が出てくると考えております。

30スライド目でございますが、設備、人件費、それぞれの主要品目につきまして乖離率についての分析結果でございます。人件費・委託費につきましては、北海道・東京を除く8社について実績が想定を上回ったということとなっております。そのうち関西・九

州・沖縄の3社は乖離率がプラス10%以上となっております。

32スライド目でございます。こちらは想定原価と2021年度実績費用の比較のうち、人件費と委託費の乖離要因分析の結果スライドとなっておりますが、人件費・委託費の乖離率がプラス10%以上となった3社については関西・九州・沖縄となっておりますけれども、それぞれ委託費が増加するといった点、また給与手当の増加が乖離率の押し上げ要因となっております。逆に、乖離率がマイナス10%以上となっているという者については委託費が下がる、若しくは東京のように給与手当の減少が乖離率押し下げの要因としております。

33スライド目はより詳しい発生の理由をまとめておりますけれども、関西につきましては先ほど申し上げましたとおり、分社化に伴って会社間取引が発生したことによる委託費の増加といったもの、こちらはレベニューキャップの費用検証の際にも少し議論させていただいているところでございますが、このような理由が挙がっているところでございます。

34スライド目でございます。今度は設備関連費用の乖離要因分析となっております。こちらは需要の伸び等もあるかもしれませんが、10%以上となった沖縄について、減価償却費の増加が乖離率押し上げの主要因となっております。その他の会社等につきましては、北海道は修繕費の減少、東京・関西・中国・九州は減価償却費の減少が乖離率押し下げの主要因というように、要因分析として出ております。

36スライド目、設備関連費用を更に細分化しまして、修繕費、減価償却費、固定資産除却費といった形での乖離要因の分析結果となっております。修繕費の増減は配電分の変動が、減価償却費の増減は送電または配電分の変動が大きく寄与する傾向でございます。なお、固定資産税除却費の増減に対する各部門の寄与度は、結果を見ますと各社でのばらつきが見られるという傾向となっております。

(3)でございます。実績費用との経年変化でございますが、こちら、やはり過去10年間のトレンドとしましては人口減少、更に省エネ進展等による需要減少によって、10年前に比べますと総じて低下するという状況でございます。

39スライド目でございます。実績費用の推移でございますが、こちらも同様に需要減少といったものの影響を受けているという状況でございます。一方で、沖縄は需要の伸びというものも少しございますので、実績収入と同様に増加傾向が続いているという結果となっております。

40スライド目につきましては、直近3年間の実績費用の推移となっておりますけれども、北海道・東北・四国は2年連続で減少、中部・九州・沖縄は2年連続で増加しております。

また東京・関西・中国は、直近３年の推移としましては増加に転じ、北陸は減少に転じているという傾向となっております。

2021年度実績費用の前年比較ということで41スライド目でございますが、費用全体の増減要因分析についてもまとめております。実績費用が前年を上回っている６社、東京・沖縄・中部・関西・中国・九州でございますけれども、それぞれ設備関連費用の増加、また他社購入電源費が増加、諸費の増加と、それぞれ理由がございますが、増加率押し上げ主要因となっております。

一方で実績費用が前年を下回った４社につきましては、北陸・四国は人件費・委託費の減少、東北は設備関連費の減少、北海道は他社購入電源費用が減少したといったものが主要因と挙げられております。

42スライド目でございます。こちら、2021年度実績費用の前年比較ということで、人件費と設備関連費のそれぞれの増減額、増減率でございますけれども、人件費・委託費については、関西・沖縄を除く８社において前年度を下回るという状況でございます。また設備関連費につきましては、北海道・東北・北陸・中国・四国の５社においては前年を下回っているという状況ございまして、そのうち東北は増減率がマイナス５％以上となっております。一方で、冒頭申し上げましたが、沖縄については需要等の伸びもございますので、また従業員の給与も年齢構成等、こちらレベニューキャップの検証時にありましたが、その山がこれから来るといったこともございまして、増減率がプラス５％以上というようになっています。

44スライド目でございます。2021年度実績費用の前年比較としまして、こちらは人件費・委託費等の乖離要因の分析結果を挙げさせていただいております。それぞれ寄与度を照らしておりますけれども、この中で北陸・四国につきましては増減率のほう、大きい数字が上がっているところでございますが、それぞれ理由といたしましては、45スライド目を見ていただきますと分かりますとおり、北陸電力送配電につきましては、システム費用を設備費用のほうに振り替えた結果でございまして、年金の資産運用の好転によって退職給与金の減少等が図られたといったものが理由として挙げられております。四国電力も、同様に退職給与金の減少等によって前年度からの減少といったものが挙げられているところでございます。

46スライド目は設備関連費用についてです。2021年度実績費用との比較における寄与度を述べているところでございますけれども、設備関連費の増減率がプラス５％以上と

なった沖縄につきましては、減価償却費の増加が増減率押し上げの主要因となっております。逆にマイナス５％以上となった東北でございますが、反対に減価償却費の減少が増減率押し下げの主要因ということとなっております。

48スライド目は、設備関連費用を更に修繕費・減価償却費・固定資産除却費といった形で、それぞれの送電・配電の寄与度を整理したものでございますが、各社ともに修繕費の増減は配電分の変動が、固定資産除却費の増減は送電分の変動が大きく寄与する傾向でございます。なお、減価償却費の増減に対する各部門の寄与度は冒頭申し上げましたとおり、各社でばらつきが見られる傾向となっております。

そして最後、(４)でございます。実績単価の経年変化といったところにつきましても、50スライド目でございますが、想定単価及び直近３年間の実績単価の推移でございます。いずれの事業者においても、実績単価は想定単価を上回っているという状況でございます。

最後、51スライド目でございますけれども、今度は前年比較というようにさせていただきますと、人件費・委託費の実績単価は全一般送配電事業者において前年度から低下していると。特に北陸・四国についてはマイナス10%以上の下落幅となっております。設備関連費の実績単価は東京・中部・九州・沖縄の４社で上昇しまして、残り６社で低下ということが見られております。特に東北につきましてはマイナス10%以上の低下幅となっております。

以上が一般送配電事業者2021年度の収支状況の要因分析となりますけれども、今回の収支状況の事後評価につきましては、資料３－２のとおり、取りまとめさせていただきたいと考えております。現在、素案ということでございまして、本日の委員、オブザーバーの方々との議論を踏まえまして、追加・修正する場合もございますが、基本としてはこのような形での取りまとめを事務局として検討しているところでございます。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

○山内座長　　ありがとうございました。

一般送配電事業者の収支状況の事後評価であります。３－１で御説明いただいたことを３－２のようにまとめたいということでございます。事務局の案に対して、あるいは御説明について、御質問、御発言を頂きたいと思っております。例によって、Teamsの挙手機能を用いて御発言希望の意思を表示していただければと思います。どなたか、いらっしゃいますでしょうか。今、オブザーバーの白銀さんから手が挙がりましたが、委員の方、どなたかいらっしゃいますか。——では、白銀オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○白銀オブザーバー 関西送配電・白銀でございます。

関西送配電の算定誤りにつきまして、この場を借りておわびを申し上げたいと思います。資料の14ページに記載いただいておりますけれども、2021年度中のインバランス料金についての誤算定を発生させてしまっております。

関西送配電では、昨年の11月にインバランス料金単価を算定する際に必要となる発電実績の諸元誤りを発生させてしまいました。これを受けまして、単価算定に係る全ての処理について再点検を実施している状況でございます。その再点検の中で、2021年の6月分から2022年3月分までの間、時間前市場調達電力量のデータ連携を誤って停止していたということが判明いたしました。その結果、関西のエリアインバランス量を誤って算定していたということが分かったという次第でございます。

この誤算定によりまして、関西エリアのみならず、全国のインバランス料金に影響を及ぼす可能性があり、関係者の皆様には御迷惑をお掛けしますことを深くおわび申し上げるとともに、度重なる算定誤りについて重く受け止め、本質的な原因をしっかりと突き詰めて、再発防止に取り組んでまいります。誠に申し訳ございません。

以上でございます。

○山内座長 ということでございます。ほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。事実関係を確認していただいて、何らかのアクションを起こす必要性はないということでございます。

それでは、特に御意見はないということですので、この報告については事務局案のとおりと整理したいと思います。よろしくお願いいたします。

議題の2に移ります。議題の2は「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等について」であります。これについても事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料4－1をお願いいたします。

まず3ページでございます。みなし小売電気事業者10社の経過措置料金につきましては、経済産業大臣が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっております。今回も大臣から委員会に対して、これら10社のうち、経過措置料金の値上げ認可申請中の7社を除く中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力の3社の事後評価について意見の求めがあったことから、事務局で行った評価結果を御確認いただくものでございます。

4ページ目ですが、この事後評価は規制料金の審査フロー図におきまして、料金認可後

のフォローアップとして位置づけられているものになります。

5 ページをお願いします。まず事後評価ではステップ 1 として、個社の規制部門の電気事業利益率の直近 3 か年度平均値が、みなし小売10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認します。そして、これに該当する場合はステップ 2 として、前回料金改定以降の規制部門の超過利潤累積額が事業報酬額を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近 2 年度連続で赤字であるかどうかを確認いたします。そして、このステップ 2 のいずれかに該当する場合は、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することとなります。

次に 6 ページに移りまして、この基準を使って評価したものになります。まずステップ 1 ですが、規制部門の電気事業利益率でございます。ここでの御確認は、1 行目の 3 か年度平均の個社の値が 2 行目の右側に示した10社10か年度平均値の2.4%を上回っているかどうかをチェックいたします。その結果、3 社全てが上回っているということで、ステップ 2 に移行となります。次にステップ 2 の、まず B のところでは、規制部門の超過利潤累積額が事業報酬額を上回っているかどうかを確認いたしますが、各社の超過利潤はいずれもマイナスでございまして、当然にこれを下回ってございました。

続きまして、ステップ 2 の C でございます。自由化部門の収支が 2 年連続で赤字となっているかをチェックしますが、2 年連続赤字マイナスの者は該当なしでございました。

以上のことから、変更認可申請命令発動の可否の検討対象となる事業者はなかったというのが今回の事後評価の結果でございます。

7 ページをお願いします。先ほどネットワーク事業監視課からも報告がございましたが、関西送配電の伐採補償費の不正処理の話でございます。先ほど関西電力送配電の事後評価では、超過契約額が4.6億円あったことが判明した旨、説明がございましたが、関西電力も影響を受けてございまして、関西電力送配電が分社化される前、関西電力単体だったときに支出された金額がございまして、4.6億円のうち、0.26億円がこれに該当することを確認いたしました。小売規制料金の事後評価においても、この0.26億円は、費用としては認めず、超過利潤を上げているものとして取り扱った上で、先ほどの評価を行ったところでございます。

次、11ページをお願いします。今回の事後評価の結果を踏まえた結論でございますが、このページの後半に、今申し上げたことを踏まえまして、今回、事後評価の対象となった事業者については、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかつ

たということが事務局案でございまして、この結果について、親委員会に報告をいたしまして、大臣にその旨、回答したいと考えてございます。

続きまして、資料４－２をお願いいたします。

２ページ目です。タイトルでガス小売経過措置料金についてということでございましたが、ガスにつきましても、小売電気の規制料金と同様の事業評価の仕組みがございます。そして、電気については自由化部門の２年連続赤字が想定され、ステップ２に達した後の評価の枠組みを明確化すべきということになりまして、ステップ３以降を、昨年、明確にしたわけでございますが、ガスの経過措置料金の事後評価についても同様の問題が想定されるということで、次年度の事業評価に向けまして、電気の小売経過措置料金と同様の整理としまして、ステップ３以降の基準を明確化しようと、そういう趣旨でございます。

経過措置料金に関しましては、ガス事業法も電気事業法とほとんど同じ規定を置いてございまして、審査基準もほぼ一緒ということでございます。ステップ３以降の拠りどころとなります審議会の答申の内容もほぼ一緒ということでございますので、そこでステップ３以降の評価については、電気のことを引用しまして、電気と書いてある部分をガスに、電気事業法と書いて部分をガス事業法に直す修正を行ったものをもって、ガスの事後評価の評価フローとしたいと考えてございます。これが３スライド目以降でございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

議題２について、小売料金ですけれども、これについて審議をしたいと思います。先ほどと同じように、御質問や発言がある方についてはTeamsの挙手機能でお知らせいただければと思います。結論的には特に変更命令はなかったということですが、河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野専門委員　御報告ありがとうございました。議題１、議題２、それから議題２のガス料金等に関する今後の取組の報告内容には異存はございません。当然のことながら、しっかりとデータを取られて、算定要領に基づいて判断されているということで、そのことに関しましては、消費者にとってみても、こういった事業評価が行われるということで、透明性が担保されていると受け止めております。

その上でなのですけれども、この次の議題にもなりますが、今、規制料金の値上げの審査を行っているところです。やはり電気事業という、社会にとって不可避であって、当然のことながら安定的に供給されることが求められる公共性の高いサービスにおいて、それ

に携わる事業者の方が健全な事業経営をされているかというところはとても関心が高いところでございます。相次ぐ謝罪というところで、事業者の方が本当に真摯に事業に取り組んでくださっているのであれば受け止められる事象も、このように次から次へと問題があるということであれば、なかなか素直な気持ちで実態に向き合うことができないと思っております。

本日、2つの、託送料金、それから経過措置料金においても、このあたりが問題であるというように御説明を受けましたけれども、今後に向けましても、事業者の皆様、ぜひ引き締めて、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。内容について問題があるわけではございませんけれども、消費者はそこを見ているということを一言発言させていただきたいと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。承知いたしました。ほかにいらっしゃいますか。

今の点、事務局から何かコメントはございますか。

○池田取引監視課長 事務局としましても、今のような声があることを受け止めながら、しっかりと事後評価ないし監査等々を行っていきたいと考えてございます。

○山内座長 ありがとうございました。河野委員、おっしゃることはごもっともだと、私は思っておりますので、事業者の方もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。——よろしければ、本件についても特に異論はなかったというようなことだと思います。事務局案どおり、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとさせていただきます。事務局はこの方針で対応を進めていただくよう、お願いいたします。ありがとうございました。

以上で第1部の議題は終了ということになりますので、進行については一旦事務局にお返しいたします。お願いいたします。

○池田取引監視課長 ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第36回料金制度専門会合第2部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、オブザーバーとして北海道電力・東北電力・東京電力エナジーパートナー・北陸電力・中国電力・四国電力・沖縄電力が御出席されますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

お願いいたします。

○山内座長 第2部に移らせていただきますが、第2部の議題は、議事次第にありますように4つということであります。

通し番号が付いていますので、まず議題の3ですけれども、議題3に入る前に、事務局より冒頭での発言の申し出がございます。まずは事務局から御発言いただきたいと思います。その後、議事に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。——それでは事務局より発言をお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長 本日の会合の開催に当たりまして、北海道電力・東北電力・北陸電力・中国電力・四国電力・沖縄電力の6社から事務局に対し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に認定された発電事業者の情報を不正に閲覧していた疑いが判明したことにつきまして、謝罪と釈明を行いたいとの申し出を受けていたことを御報告申し上げます。

この件につきましては、現時点では再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、資源エネルギー庁が報告・聴取を行っていると承知してございます。他方で、現在、認可申請中の小売規制料金における取扱いについては、燃料価格の高騰等を受けて申請がなされたものでございまして、これとは切り分けて審査を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。ただいまの池田課長の御発言について、皆様から御質問、あるいは御意見等があれば、御発言願いたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

それでは、先に進めさせていただきます。議事に入ります。

まず議題3「これまで委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について」でございます。これは事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料5「これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について」でございます。

本日の対応でございますが、まず2ページ、これは第28回会合で河野委員からいただきました。前回の料金審査からの変更点の整理ということでございますけれども、本日、費用配賦等についての御説明の中で、追加で御回答させていただきたいと思います。

続きまして、7ページ目でございますが、人員計画・人件費につきまして、北本委員から人件費のうちの出向者の取扱い、あとは華表委員から北海道・東京の審査も見据えた、1人当たりの生産性を審査するための事業者間の比較基準ということについての御意見、

御指摘を頂いておりました。出向者の取扱いにつきましては、本日、一部、御回答させていただくとともに、事業者間の生産性の比較につきましては、本日御回答させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。本議題については報告事項ということですので、次の議題に入ります。

議題の4「公聴会（北陸・東北）の結果概要について」であります。これも事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料6－1をお願いいたします。

2月14日に北陸電力、そして2月16日に東北電力の公聴会を、それぞれ富山市、仙台市で開催いたしましたところ、その概要につきまして御報告させていただきたいと思います。

まず北陸電力でございますが、河野委員、華表委員、圓尾委員、山内座長に御対応を頂いたところでございます。8名の方から陳述の届出がありまして、全員を陳述人として指定させていただきました。

その概要でございますが、2ページ目でございます。やはり値上げにつきましては、やむを得ない一面があるといった声がある一方で、値上げ幅が大き過ぎるため、このままでは認められないといった御意見、更には経営効率化のところでございますが、更なる効率化により値上げ幅の圧縮を求めるですとか、コストアップをそのまま電気料金の値上げに転嫁するのは、消費生活全般に及ぼす影響を考えると、より慎重な判断が必要だと。原子力発電に関しましても、追加の安全工事費や、損害賠償責任保険の上限では間に合わない等々、費用等の面から反対する声も指摘されたところでございます。

続きまして4ページ、東北電力の公聴会の結果でございますが、こちらは安念委員、川合委員、北本委員、山内座長にお答えを頂いたところでございます。11名の方から陳述の届出がありまして、全員を陳述人として指定させていただきました。

こちらにつきましても5ページのとおり、値上げにつきましては、やはり値上げ幅が理解、納得できる内容ではないといったところですか、あとは値上げ幅を縮減する方向での検討をお願いしたい、あるいは燃料費高騰なのに基本料金が値上げになるのが理解できない、といった指摘がありました。また、原子力発電につきましては、トータルの費用で必ずしも安くなっていないのではないかとということで、原子力政策の推進の方向性について検討すべきといった指摘があったところでございます。

そのほかには、6ページでございまして、電気料金の値上げの根拠について、なるべく多くの消費者が理解できる内容にしていきたいですとか、原油、燃料価格、円安の価格水準が落ち着いた場合、速やかに電気料金が引き下がるように、そういった制度等をお願いしたいといった御意見がございました。

以上をもちまして、先行5社については一通り公聴会が終了したところでございます。また今後、東京電力エナジーパートナーと北海道電力につきましては開催していくこととなります。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。御対応いただいた委員の皆様、御協力に感謝いたします。

本議題については報告事項ですけれども、もし質問等があれば受けたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。――よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題5「費用の配賦について」。議題5の費用配賦の件ですけれども、事務局から御説明いただきます。それから、本議題については沖縄電力からも御説明がございまして、事務局の資料説明の後に沖縄電力に御説明をお願いします。その後に質疑の時間を取らせていただくことにしたいと思います。資料7ですね。御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 2ページをお願いします。費用の配賦ということで、本日は先行5社について御審議いただきまして、今後、検討を深めるべき論点として、どのようなことが考えられるか、幅広く御議論いただきたいと思います。

4ページをお願いします。費用の配賦につきましては、主に料金算定規則にのっとり実施しまして、料金算定規則の抜粋を3ページにまたがって付けさせていただいておりますが、費用配賦に関する規定は非常に具体的に、細かなところまで定められてございまして、このルールにのっとり適切に費用の配賦がなされているか、しっかりチェックしていくということになります。

7ページでございしますが、これは12月7日にもお示しさせていただいた料金算定審査の流れの全体像でございまして、先行5社に関しましては、前回会合までに前提条件、それと費用の精査まで一通り論点を御議論いただきまして、本日は右側の規制部門への費用の配賦について御審議をいただくということでございます。

この費用の配賦のフローを拡大したものが次の8ページ目でございます。図に沿って左

から順に追って説明させていただきますけれども、一番左の総費用、つまり前回まで御審議いただきました非ネットワークの総原価に関しまして、それぞれの費用の発生の主な原因を勘案しまして、水力発電費、火力、原子力、新エネ等発電費、販売費、一般管理費等の6部門に配賦、整理していきます。なお、ほかから電力を買ってくる購入電力量等は、一旦、保留原価に入れておく形となります。そして、左から2つ目のボックスで一般管理費に整理された費用を、緑色の部分ですが、ABC会計手法という方法にのっとりまして、5部門に再整理をいたします。更に左から3つ目のボックスで、販売費に整理された費用も同様の方法によりまして、給電費、需要家費、一般管理費に配賦、整理いたします。ちなみに給電費というのは、給電設備に関する費用ということで、同時同量を達成するための計画を作る上で必要となる費用などございまして、需要家費というのは、調定、つまり小売電気料金を計算する業務にかかる費用ですとか、集金にかかる費用などの需要家対応のための費用ということでございます。

ここまでの各部門への費用の整理でございまして、それが4つ目のボックスということになります。ここから水色で塗って、黒字で示しました水力、火力、原子力、新エネ、給電費を費用の性質に応じて、販売電力量に関わらず発生する固定費と、販売電力量によって変動する変動費に配分いたします。赤い字で示しました需要家費はそのままございまして、緑色の一般販売費は保留原価に合流させるということになります。

その結果が5つ目のボックスでございまして、固定費と販売電力量に比例する可変費と、あと契約口数に比例する需要家費に三分された状態となります。ここから先、規制部門と自由化部門に配賦していくこととなりますが、可変費は発受電量費、需要家費は契約口数を基に配分いたしまして、固定費は後ほど御説明申し上げる、2：1：1法と称する最大電力量等を基にした配分を行うということになります。

最後に一番右側でございすけれども、規制部門に配分された費用に一般送配電事業者の託送供給約款を基に規制の想定需要を掛けて算定した規制部門のネットワーク費を足し合わせれば、規制部門の費用の合計となりまして、その合計した費用と想定収入が一致するように料金を設定するというのが、料金算定規則の立て付けになっているというところでございます。

9ページですが、一般管理費を各部門に配分する際のABC会計手法について補足説明いたします。複数の部門に共通に関連する一般管理費等を直課、帰属、配賦の三段階に分けて各部門に整理する手法ということでございますが、共通とはいえ、特定の部門に帰属

させることができるものはまずその部門に整理します。これが直課ということでございます。次に、直課できない費用は客観的かつ合理的な基準に従って配分整理することとなります。これが帰属でございます。具体例で言いますと、人件費を各部門の人員数比で配分するのがこれに当たります。最後に、それでも整理できない費用につきましては、代理的な比率を用いて配分することになりますが、それが配賦でございます。例として挙げますと、事業報酬を設備の簿価に比例して配分するというのがこれに当たります。

次、11ページをお願いします。固定費を需要種別、つまり規制と自由に配分する方法についての補足説明でございます。小売規制料金の算定における固定費の配分方法としては、2：1：1法が全てでございます。これ以外の計算方法はございません。小売規制料金における2：1：1法というのは、これから申し上げます水色ボックスの①から③の合成により、固定費を非特定需要、すなわち自由化部門に係る費用と、特定需要、すなわち規制部門に係る費用に二分するという方法を採用しております。

まず①につきましては、最大電力の百分率に2のウェイト、②としては、夏期と冬期の需要電力ピークにおけるは百分率にそれぞれ0.5のウェイト、③としては、各需要種別の発受電量の百分率に1のウェイトを置いて、これら百分率を合成することになります。

下の図を使って説明します。まず右下の表でございますが、4つ数字が並んでいるうちの真ん中の2つの列です。ピーク時の需要電力、夏期・冬期でございますが、まず8月と1月のそれぞれについて、キロワットアワーが最大の日における時間帯別電力需要、キロワットを試算しまして、ピーク時間帯のキロワットを見ます。それがピーク時の需要電力の欄でございます。これが左側のグラフで言いますと、青点線の高さとなります。このピンクと水色の比率が②ということになります。

次にこの例の場合です。このグラフを見ますと、夏期は480キロワットで、冬期が470キロワットで、夏期のほうが多いということで、夏期の24時間の動きの中で、それぞれの需要の一番高いところを見ます。それが左のグラフの黒い矢印のところでございます。時間帯は異なりますが、それぞれの最大需要を単純合計しまして、百分率を出します。それが、この右側の表の最大電力（kW）、一番左側の列でございます。これが①ということになります。

他方、③の発受電量というのは、需要想定に基づき計算されます。表の下に計算式が書いていますけれども、それぞれの比率を、ウェイトを掛けて足して、最後に4で割って、

これだと7.5%と出てきますが、この7.5%が固定費のうち特定需要に配分される金額となると、そういうルールになります。

次に12ページ目に行きまして、夏期・冬期のピーク時の時間帯別電力需要のグラフの描き方についての御説明でございますけれども、一番上の図、①のところでございますが、まず需要想定に基づきまして、8月と1月の月間電力量をベースに、ピーク月の平均日量を送電端ベースで計算いたします。それで一個下に移りまして、次に②ですが、スマートメーターの過去の実績データを使いまして、最大3日の平均日量と、先ほどの月間全体の平均日量の比率から最大発生日の日量を計算いたします。最後に、また一個下に移りまして、③でございますが、これもスマートメーターの過去の実績を使って、最大3日の時間帯別電力需要比率から時間帯別電力需要を計算することとなります。そういう計算でこういうグラフが描かれるということでございます。

次に13ページに行きまして、規制需要に係るネットワーク費用の算定方法についてです。小売料金メニューと託送料金メニューは1：1に対応するものではございませんが、どの小売料金メニューに、どの託送料金メニューを適用するか、特定した上で、小売料金メニューごとの諸元に対応した託送料金メニュー単価を乗じまして、積み上げていくことにより算定されていきます。後ほど論点に掛かってくる点でございますが、水色ボックスの3つ目のポツでございます。料金算定規則では、営業所などの自社事業用電力に係るネットワーク費用につきましても、規制需要に応ずるものを特定して、規制需要に係るネットワーク費用に含めて算定する必要があるというようにされております。

次、14ページに行きまして、最後に料金設定に関するルールでございます。料金算定規則上は、「販売電力量に関わらず支払いを受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払いを受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない」。つまり、基本料金と従量料金の二部料金とすることが原則であるというように規定してございます。しかし、基本料金で回収する固定費の割合などの規定はございませんので、各社が実情に合わせて設定する中、おおむね固定費を基本料金で回収できておらず、固定費の一部を従量料金で回収する料金設定を行っているというのが現状ということでございます。

次、16ページをお願いいたします。次に論点となります。要は各整理段階における費用の配賦は料金算定規則に則って適切に行われているかどうかということでございまして、5つの論点を列挙させていただいておりますが、このうち論点3を除きましては、以前の料金審査の際の査定方針でも論点とさせていただいたものとなります。

17ページをお願いいたします。まずは総原価の90%超が固有費及び直課により配分されているかという論点でございます。電気料金の公正な設定に当たっては、各部門に合理的に費用を配分する必要がございます、部門が特定できる費用については、極力直接配分することが望ましいという考え方でございます。こうした観点から、過去の料金審査においては、総原価の90%超が固有費及び直課により配分されていることは妥当であると考えられると、査定方針がなされてございます。この方針に沿って、今回も確認したところ、各社の固有費及び直課比率につきましては、各社とも総原価の90%超となっていることを確認しておりまして、一応、過去の査定方針に従えば問題がないということになろうかと思えます。

次に19ページでございます。規制需要の最大電力量が過大に推計されていないかどうかという論点でございます。固定費の需要種別への配分につきましては、料金算定規則により規定されていますが、仮に特定需要の配分比率が過大になりますと、固定費に係る低圧規制需要への負担が増加するという関係にございます。そのため、低圧規制需要の最大電力の算定はスマートメーターの過去の実績データに基づく将来の想定に対して、過去の推計と連動、反映して推計していますので、過大に推計されているというところまでは言えないだろうと考えてございます。

しかし、21ページに移りまして、沖縄電力につきましては算定式を誤っておりまして、非特定需要は特別高圧・高圧自由・低圧自由の合成需要であるべきところ、それぞれの最大電力の値を用いて算定してしまったため、高圧規制需要と低圧規制需要の最大電力の配分比率が過少に推計されておりました。具体的な誤差につきましては27ページのとおりでございます、低圧規制につきましては1%弱で、キロワットアワー当たりの単価にしますと、次の28ページでございますが、0.23円ほど、費用を過少に計算していたこととなります。このため、規制料金を増額させる方向ではございますが、料金算定規則にのっとって計算するのがあるべき姿であるということで、沖縄電力に対しては、料金原価に補正を求めることとしたいと考えてございます。

次、30ページでございます。規制需要に係るネットワーク費用の算定は適正かという論点でございます。これは送配電分離によって生じた過去の料金査定にはなかった論点でございますが、沖縄電力を除く4社にあっては、料金算定規則にのっとって申請された低圧規制需要に係る料金メニューと託送料金メニューとの対応関係を踏まえて、適切に算定していることを確認いたしました。しかし、沖縄電力にあっては料金算定規則上、自社事業

用電力等、要は自社で使用する営業所等の電力等でございますが、これに係るネットワーク費用も含めて算定すべきところ、該当があるにも関わらず入れてこなかったということでございます、影響額で言いますと31ページでございます、キロワットアワー当たり0.06円ということになります。これについても増査定とはなりますが、料金原価に補正を求めることとしたいと考えてございます。

33ページをお願いします。次に、規制部門と自由化部門の原価配分は適切か、それと規制部門と自由化部門の原価に含まれる事業報酬の配分は適切かという論点でございます。

まず非ネットワーク費用の配分につきましては、省令に基づきまして、固定費は2：1：1比率で、下限比は発受電量比率、需要家費は口数比率等を用いまして、規制部門と自由化部門の原価に配分するルールになっていますところ、各社とも料金算定規則にのって算定されていることを確認してございます。ちなみに、各社ともキロワットアワー当たりの非ネットワーク費用が自由よりも規制のほうが高くなっておりますが、これは37ページ、それぞれ固定費、可変費、需要家費ごとに単価を示したものでございますけれども、可変費につきましては規制も自由もほとんど変わらない一方、固定費は2：1：1法により、ピーク電力等の要素を加味して配分される結果、自由化の需要変動が自由化部門の需要家費よりも大きく、要は消費電力量の割にピーク時の需要電力が大きいことや、需要家費につきましても、口数比により配分されることから、単価が高くなっているということでございます。

33ページに戻りまして、規制部門と自由化部門の原価に含まれる事業報酬の配分も確認したところ、各社とも規制部門で3～5%、自由化部門で3～4%程度となっているとともに、料金算定規則にのって算定することを確認してございます。

あと、最後に送配電部門が分社化されておらず、かつ高压に規制が残る沖縄電力の費用配賦と、あと発電が分離された東京電力エナジーパートナーの費用配賦額が他社とどのように異なるかについても資料を付けさせていただきました。

まず沖縄電力につきましては47ページでございます。違いとしましては、まず入り口の費用が送電費、変電費、配電費といったものも含むということでございますが、一般管理費を整理した後は、水色の非ネットワーク費用のみ特定して注視していきまして、オレンジ色で示しました送変配の費用等につきましては、レベニューキャップの総原価のほうに移されまして、小売りの料金算定規則上は消えてなくなります。最後に託送供給約款に基づき、託送料金をオンする形になりますので、結局は入り口の総原価の範囲と出口の規制

需要です。高圧規制があるということで、その範囲がやや広いほかは、結局ほかの9社とほとんど変わらない種類の仕方になっているということになります。

続きまして、東京電力エナジーパートナーですが、48ページでございます。電源は全て他社購入で行いますので、水力、火力、原子力の各発電費が未計上となる一方、保留原価に位置づけられる購入電力量が大きく膨らむということになりますが、他社から購入してくる電源が火力であれば、総火力発電費のほうに整理されたりということになりますので、実質的には他社とほぼ変わらずということになります。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。費用の配賦であります。今、お聞きになったように、かなり厳密なルールが昔から決められていて、ただネットワーク部門が分社されたとか、そういうことがあって、少し修正はされておりますけれども、この規定に従って、ちゃんと計算されているかどうかということの確認ということになります。

本議題については、沖縄電力様から御発言の御希望がございますので、沖縄電力の佐久本様から説明をお願いしたいと思います。

○佐久本オブザーバー 沖縄電力です。

それでは、今回の申請原価における弊社の算定誤りの内容について御説明させていただきます。参考資料5の28ページ目をお願いいたします。

まず御説明の前に、このたびは弊社の申請原価において算定誤りがあった部分につきまして、深くおわびを申し上げます。要因につきましては、算定時における省令解釈の誤りによるものでありますので、算定規則に従って適切に算定の上、補正申請時に修正させていただきたいと考えております。

資料28ページ目ですけれども、送配電非関連費の固定費配分比率の算定誤りについて、こちら論点2の部分でございます。こちらにつきましては、先ほど事務局からも御説明がありましたとおり、弊社は今回の申請における非特定需要の最大電力の算定におきまして、本来、非特定需要全体としての最大電力を用いて算定すべきところ、非特定需要の各電圧の最大電力を合算した値を用いて算定していたことによりまして、固定費の配分に使用すべき比率が誤ったものとなっております。

次に、送配電関連費の算定における自社事業用電力に係る託送供給に要する費用等の計上漏れの部分でございます。こちら、論点3の部分でございます。こちらにつきましても、先ほどの事務局の御説明どおりとなりますけれども、大きく分けて2点ほどございまして、

まず1点目が自社の事業用電力等の供給に係る託送料金の計上漏れということになります。省令上、自社の小売需要への供給に係る託送料金に加えて、供給に要する自社の事業用電力に係る託送料金についても計上すべきところを、当該費用の計上が漏れていたというものでございます。

2点目が、近接性評価割引の計上漏れとなります。需要地に近い電源からの調達に応じて、小売電気事業者の託送料金が割引られる近接性評価割引額について、託送料金相当額へ反映すべきところ、計上漏れがあったものでございます。なお、こちらにつきましては、計上することで原価上、減額となるものであります。

次のスライドをお願いいたします。29ページになります。今回の修正の反映による単価への影響ということで申し上げますと、規制部門では高圧、低圧ともにプラス29銭ということでございます。

次のスライドをお願いいたします。30ページでございます。こちらは再算定した結果を反映したフロー図となります。フロー図の右側、緑色の網掛けの数値が今回の算定誤りを反映した値となっております。

御説明は以上となりますが、今後、このようなことがないように、改めて省令を十分確認の上、対応してまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

弊社からは以上となります。

○山内座長 承知いたしました。ありがとうございました。

それでは、議題5に関する事務局、それから事業者からの説明について、御質問等、御発言いただきたいと思います。Teamsの挙手機能でお示してください。どなたか、御発言希望はいらっしゃいますか。先ほど言いましたように、費用の配賦というのはかなり細かいルールが決められていますが……。安念委員、どうぞ、御発言ください。

○安念専門委員 山内先生、どうもありがとうございます。

算定誤りがあったということでございました。算定規則はちょっと見ればすぐ分かるのですが、非常に細かく決まっている部分と、それから、この費目を入れろというだけで、その費目の中身をどうやって算定するのか、全然書いていないとか、先ほど池田課長からも御紹介がありましたけれども、レートメークのように二部料金制にしろということだけ書いてあって、では、具体的にどうするのかについては決めていないというように、何というか、規制の粒度といいましょうか、きめの細やかさに大分差がありまして、今回のところは、その細やかなところで起きたものと承知しております。一部については、増査定

というのでしょうか、結果においては増査定のようなことになるわけで、増査定は、基本的にやらないということでずっとやってきたわけですが、行政庁としては、法令の、この場合は算定規則ですが、算定規則という法令に違反した計算の仕方をしているものを認可するということはできることではありませんので、今頂いた御説明のまま、受け入れるというか、了承すべき事項であるというように感じた次第です。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。それでは松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村専門委員 松村です。

今も出てきた沖縄電力の算定誤りに関する点です。論点２と論点３は区別していただきたい。論点２は、確かにこれは結果的に規制部門の負担割合が増えることにはなるわけですが、自由化部門を含めた原価全体の額が変わるわけではないので、これは必ずしも増査定と捉えなくてもよいとの整理はあり得ると思います。

これに関しては、まさにルールを間違えて適用してしまったということなので、正しいルールにするのが自然だと思います。したがって、事務局の提案が妥当だと思います。

論点３のほうは、これは解釈の余地、規制の粒度とか、そういう問題ではなくて、単純に自社事業用をゼロと申請してきたものを、正に変えたいと言っているわけなので、これは明らかに増査定だと思います。増査定だと思いますが、かなり例外的にこれを認めるべきだという事務局の提案も合理的だと思いますので、訂正を認めるのに関しては、事務局案を支持します。しかしこれを増査定なしの原則とは別のもので、これは増査定ではないと整理するのは反対です。これは明らかに増査定なので、増査定なしという原則をかなり厳格に適用すべきだと考える委員は、これに対して反対すべきだと思います。ただ、これは増査定なしという原則の中で、増査定はむやみには認めないけれども、その範囲内でも例外的に認められてもよいケースという事務局の整理であれば、私自身は賛成いたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。そういう御意見を頂きました。ほかの意見の方、いかがでしょうか。——いらっしゃいませんか。

という御意見ですが、事務局から何かコメントはありますか。

○池田取引監視課長 確かにこれは例外的に認めていいというのが事務局案でございます。その方向で処理させていただければと思います。

○山内座長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

今、御意見を頂いて、基本的には事務局の御提案をお認めということではありますが、また事務局にその辺、少し精査していただいて、次回以降、議論していただければと思います。事務局は御準備をお願いいたします。

それでは、議題6です。「人員計画・人件費について」であります。これも事務局からの御説明をまずお願いしますが、本議題につきましては北海道電力・東京電力エナジーパートナーからも御説明がございます。事務局の資料説明の後に御説明をいただきまして、その後、質疑の時間とさせていただきます。それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料8の2ページをお願いいたします。人件費はこれまで2回にわたり審議いただいたところですが、今回、北海道電力と東京電力エナジーパートナーが追加申請されてきたため、これら2社も含めて横比較をし、査定の方向性の事務局案を改めてお示しをさせていただき、議論を深めていただくということでございます。

次のページからの算定規則、審査要領の説明は割愛させていただき、7ページ、北海道電力と東京電力エナジーパートナーの人員計画についてでございます。両社とも前回の料金値上げで人員効率化が織り込まれておりましたが、ともに原価算定期間中に達成し、北海道電力は96人減の効率化目標に対して、深掘りして172人の低減を達成し、東京電力エナジーパートナーは、一体会社の数字ではございますが、3,600人削減の目標を深掘りして5,776名の低減を達成したとしております。

8ページは、今回の申請で北海道と東京電力エナジーパートナーが、どのような効率化を織り込んでいるかの説明でございまして、北海道電力は3つ目、経費対象人員を分社化直後と比較して124人の縮減。東京電力エナジーパートナーは、逆に人員を増やす計画になっていますが、詳細は後ほど御説明申し上げます。

9ページは人員計画に関する主な論点ということでございます。生産性については今までお示しさせていただいた4つの指標を用いて北海道電力と東京電力エナジーパートナーを含め、7事業者における生産性をどのように評価するかということが論点となります。

10ページは、それぞれの指標で生産性を比較した総括表になります。◎が10社平均を超えるもの、○が東京電力エナジーパートナー・中部電力ミライズを除いた8社平均を超えるもの。無印が8社平均を下回るもので、横線が該当なしでございます。これを見ますと、東京電力エナジーパートナーは、バーが引かれているところを除きまして、全て◎であり、トップを走っている状況でございますが、北海道電力等々も、販売部門人員当たり売上高

などでは8社平均の水準を上回る場合もございます、7事業者とも、人員数が明らかに過剰な水準とは言えないのではないかとこの結論にさせていただいてございまして、ここについては査定なしという案で考えてございます。

11ページは、人員当たり生産性を比較する前提としまして、正社員と同等の勤務形態にある再雇用者を雑給人員として整理している東京電力エナジーパートナー・北陸電力・中国電力については従業員としてカウントする補正を行っておりまして、これを基に、次から始まる分析を行ってございます。

12ページは、総人員数の推移でございまして、原価算定期間中は各社人員を削る中、東京電力エナジーパートナーのみが人員を増やす計画となっています。この理由につきましては、50代の従業員が多く、今後生じる退職者増に対応するためのものであり、長期的には減らしていくと、事務局では伺っているところでございます。

13ページは、再雇用者数の推移です。

14ページは、退職者数、採用者数の推移をまとめたもの。

15ページからが生産性の比較でございまして、15ページは総販売電力量・小売販売電力量を総人員で割って、1人当たりの生産性を比較したものでございまして、北海道を追加したものになりますが、北海道は8社平均を下回っている状況でございます。

16ページは、売上高・契約口数を総人員で割って、1人当たりの生産性の比較ということで、北海道はいずれも平均値を上回る結果となっております。

18ページは、総販売電力量・小売販売電力量を販売部門人員で割って、1人当たりの生産性を比較すると、東京電力エナジーパートナーが大きく、北海道も総販売電力量では8社平均を超え、小売販売電力量では10社平均を上回る結果となっています。

19ページは売上高・契約口数を販売部門人員数で見たものでございまして、北海道と東京電力エナジーパートナーの生産性は10社平均を上回っております。

21ページからは発電部門人員での比較でございまして、1人当たり発電量では北海道電力は平均以下。

22ページ、発電所数当たり人員数で見ますと、こちらはバーが低いほど生産性が高いということになりますが、北海道は、火力では生産性が高くなってございます。

23ページは発電所の認可出力当たりの人員数で、これもバーが低いほど生産性が高いということになりますが、北海道はいずれも平均を上回っている。

24ページは、販売部門人件費を総販売電力量当たりで見たもの。25ページは、同じく小

売販売電力量当たりで見たもの。26ページは売上高当たりで見たもの。27ページは契約口数当たりで見たもの。28ページは、発電電力量当たりで見たものでございまして、それぞれ北海道電力は黄緑色で示した平均とほぼ同じか、それよりも生産性がやや高いという結果になりました。

人員計画は以上で、次に人件費でございます。

30ページでございますが、人件費につきましても、北海道電力・東京電力エナジーパートナーは、過去の値上げの際に効率化を織り込まれており、北海道電力は総額161億円の効率化額を織り込んだのに対し、原価算定期間3年平均では未達成となっておりまして、ただし、単年度で見ますと、2年目、3年目は目標達成となっております。

他方、東京電力エナジーパートナーのほうは、1,024億円の削減を織り込んだところ、実際は403億円深掘りして達成となっております。

31ページからが人件費に関する主な論点ということですが。

32ページは北海道と東京電力エナジーパートナーの人件費の全体概要でございます。東京電力エナジーパートナーは現行原価と比較して6%削減した案を出してきてございますが、北海道電力につきましては10%増えるという申請になってございます。これは一般送配電事業の法的分離に際して、北海道電力ネットワークにおける管理間接業務などの一部につきまして、北海道電力側に人員を配置したためであるとしてございまして、ネットワークから受けた収入を含めると、1億円減少したとしています。

34ページが北海道電力と東京電力エナジーパートナーの役員数・役員給与の推移でございまして、社内役員につきましては、北海道は事業規模に比べてやや多いものの、それぞれの社内取締役には担当部門が割り振られており、不適切とは言えないと考えられるものでございます。また、役員給与は北海道電力・東京電力エナジーパートナーともに、国家公務員指定職の給与水準となっておりまして、社外役員につきましても、両社の人数は他の5社と同程度でございまして、役員報酬は東電エナジーパートナーは原価不算入、北海道電力は過去の査定水準である1人当たり800万円となっておりまして。

続きまして36ページ、従業員1人当たりの超過労働給与でございますが、これは過去の料金審査では、超過労働給与につきましては事業の性質や景気によって左右されるので、全産業との比較ではなく、電力会社10社の平均値と比べて、それを上回る場合は当該差分について査定したところでございまして、今回も同様の方針としてはどうかと事務局では考えているところでございます。

38ページ、出向者の給与負担ということでございまして、発電・小売分野のグループ企業への出向につきましては、公正・公平な競争を確保する観点から、規制料金の原価として認めることは厳格に判断することとしてはどうかと。要は料金原価として認めない方向で検討してはどうかというように事務局としては考えているところでございます。

42ページです。退職給与金につきましては、審査要領では人事院及び中央労働委員会の調査を用いることとされているのに対しまして、例えば四国電力などは令和3年度調査を外れ値として、令和元年調査を採用するなどしているところでございますが、恣意性を排除する観点からは、過去の査定方針と同様に直近データにより査定を行ってはどうかというように考えるところでございます。

45ページでございますが、年金資産の期待運用収益率でございます。2015年の託送料金の審査では、他の事業者と比較して低い数字となっていた中国電力に対して、他社と同程度の設定水準まで引き上げを求めたところ、今般も同様の査定方針としてはどうかと考えるところでございます。

47ページ、健康保険料の事業主負担割合でございますが、これも前回の査定方針を踏襲して、毎年度0.35%ずつ低減することを求めているかどうかと考えるところでございます。

51ページです。委託検針費・委託集金費・雑給でございますが、これは人員計画における1人当たり生産性の比較方法も参考として、総販売電力量当たりの単価で8社平均を上回っている北海道電力と沖縄電力について、上回った部分を減額することとしてはどうかということで、以上が事務局からの御提案ということでございます。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げたように、北海道と東京から御説明の御希望が出ております。まずは北海道電力の上野様から御説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。人員計画と人件費について、資料8-1に沿って御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。まず人員計画の考え方についてでございます。左側中段の図にお示ししましたとおり、電力の安定供給を前提に、新たな課題に対応しながら、カイゼン活動の推進やデジタル技術の活用など、業務全般にわたる効率化・生産性向上の取組を進めており、これまでに大きな人員の効率化を果たしてまいりました。左下の図になりますが、今回の原価算定期間においても、人員数については採用数を退職数以下に抑制する

ことで、段階的に低減を図る計画としております。またその右側の図のとおり、2025年度末時点では2020年度比124人の低減を見込んでおり、1人当たり小売販売電力量は8%向上する見通しでございます。

2ページを御覧ください。人件費は、料金審査要領の考え方に基づき、社員年収水準の低減などを反映の上、算定しております。1人当たりの年収水準等、人件費に関する具体的な指標は右側のグラフでお示ししたとおりです。今回原価は左の表、下方の合計欄に記載のとおり、229億円となり、前回原価から21億円増加しております。これは主に北海道電力ネットワークからの業務受託等によるものであり、この影響を除くと1億円の減少となります。詳細については3ページを御覧ください。

今申し上げました北海道電力ネットワークからの業務受託等による影響を左から2番目に示しております。吹き出しに記載しておりますが、2020年4月の法的分離に際しては、効率的な業務運営の観点から北海道電力ネットワークにおける管理間接業務などについて、当社側に人員を配置の上、受託する体制に変更いたしました。この結果、人件費が22億円増加いたしました。業務受託に関わる収入として、北海道電力ネットワークから22億円収受しており、この人件費の増分を相殺する関係にございます。

そのほか、グラフ中央上部に「社員外従業員数の増による増」とありますが、当社では、高度な専門性を有する人材の活用という観点や、経費対象人員の増加を回避するという観点から、社員外従業員を積極的に活用しております。その結果、先ほど事務局から御説明がありましたとおり、雑給の金額が大きく、また、前回原価から増えておりますが、一方で経費対象人員の増加回避につながっており、その分を含め、効率化による減として10億円を反映しております。

北海道電力ネットワークからの業務受託等による影響を除いた場合の人件費は一番右のグラフのとおり、207億円であり、前回原価から1億円減少しております。

当社からの説明は以上です。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、東京電力エナジーパートナー・秋本様、御説明をお願いいたします。

○秋本オブザーバー 東京電力でございます。私、秋本から、今回、料金原価に反映した人員計画・人件費の内容につきまして御説明をしたいと思います。

資料8-2の1ページを御覧ください。まず人員計画についての御説明でございます。原価算定期間中の経費対象人員、これは下の表の一番右端でございますが、2,681名とし

ております。この数字は、採用の凍結ですとか、あるいは希望退職を織り込みました、前回の料金見直し時から更に91名削減した規模となっております。

一方で、至近におきまして、大量採用世代の退職が想定される人員構成となっております。そういったことを踏まえまして、電気事業を担う人材を継続的に確保いたしまして、お客様へのサービス品質を維持する観点から、計画的に採用を増やしまして、要員を確保したいと考えております。

なお、下のグラフにおけるオレンジ色の線は、1人当たりの総販売電力量を示したものとなっております。2026年度の電力全面自由化の開始以降、販売電力量が急激に減少した影響によりまして、しばらく減少傾向が続いておりましたが、原価算定期間においては一定水準を維持する見通しとなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。人件費でございます。こちらについては、前回の料金の見直しから、更に削減した人員規模を前提に、審査要領に記載のメルクマール等に基づき算定しておりますが、賃上げの反映及び採用数の増により、2021年度の実績と比較いたしますと、増加をしております。

給与水準の基本的な考え方は、2021年度実績ベースの単価に原価算定期間中の経費対象人員を乗じるということでございますが、そこに2023年度は3%、2024年度と2025年度は1%の賃上げを加味しています。この賃上げ率の考え方でございますが、2023年度については、足元の消費者物価指数が4%を超える水準となっていること、また、政府からの賃上げ要請を頂いていること、更に2024年度以降については、日銀のインフレターゲットが2%であることや、各主要調査機関が公表している先行きの物価、あるいは賃上げの見通しが1～2%で推移しているということなどを総合的に勘案したものであります。

退職給与金に関しましては、数理計算上の差異によりまして、2021年度実績よりも増加をしております。

厚生費については、採用数の増、及び給与水準への賃上げ反映による法定厚生費の増により、増加をしております。なお、弊社の健康保険料の事業主負担割合は法定下限の50%となっております。

弊社資料の御説明は以上となりますが、退職給与金についての御相談がございますので、続けて述べさせていただければありがたく存じます。

退職給与金のメルクマールについて、先ほど御説明いただきました事務局の資料では、直近の調査データを基に算定する方針が記載されておりますが、弊社といたしましては、

特に中央労働委員会の調査はサンプル数が少ないということで、ぶれが大きく、異常値の排除でありますとか、複数回の平均を採るといった方法が合理的ではないかというようにも考えております。同じような考えの会社様が複数いらっしゃることも踏まえまして、いま一度、この点について御議論いただけますとありがたく存じます。

私からの御説明と御相談は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、議題6です。事務局と事業者の方から御説明を頂きました。御質問、あるいは御意見等、御発言いただきたいと思います。Teamsの挙手機能でお願いしますが、どうか、いらっしゃいますでしょうか。

人員計画については、北海道さんは減少ですけれども、東電さんは計画的に少し増やすということですね。

華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表専門委員 華表です。

私からは簡単にですけれども、これまで何度か発言させていただいた内容と重なる面もありますが、生産性の評価に当たっては各事業者で発電を含む、含まないなどの状況が違いますので、小売りと発電に分けて、それぞれのインプットとアウトプットを比較することが基本だと考えています。

今回、事務局がしてくださった分析は、そのことを御考慮いただいた内容だということように捉えていまして、そのことに感謝申し上げるとともに、結果の解釈も含めて、今回の事務局の案を支持したいと考えています。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。沖縄電力から手が挙がっていますが、追加説明ということでしょうか。沖縄電力、いかがでしょうか。

○糸数オブザーバー 沖縄電力 糸数でございます。

○山内座長 どうぞ、御発言ください。

○糸数オブザーバー 事務局資料の51ページを御覧いただきたいと思います。こちらは「委託検針費・委託集金費・雑給（査定の方向性）」というページでございますけれども、この下のほうのグラフからは総販売電力量当たりの単価、また小売販売電力量当たりの単価ともに当社が突出しているような形でございます。8社平均超過分につきましては、原価から減額してはどうかといった御提案になっているというように理解をしております。

ただ、この棒グラフの当社の原価の内訳といたしましては、委託集金費と雑給がござい
ますけれども、この委託集金費の内容といたしましては、電気使用量のお知らせを検針員
が現地で投函することに掛かる費用でございまして、これは2024年度を予定してござい
ますスマートメーター設置完了までの間の費用を計上しているものでございます。他社様の
費用計上の考え方については承知していないところもございまして、第35回の料金
制度専門会合のその他経費に関する事務局資料、具体的には資料6の54ページから57ペー
ジにございますが、これによりますと、当社が委託集金費に計上しております当該費用に
つきましては、会社様によっては使用量通知等のはがき郵送に伴う費用といたしまして、
通信・運搬費に計上している旨の記載もございまして、電気使用量のお知らせに関する費用
が諸費に計上されている場合もあるというように認識をしてございます。よって、この8
社平均の比較で査定が行われる際には、8社の平均値の中に現在お示しいただいていま
す現地投函に関する費用と委託費に加えまして、この使用量通知に関する郵送料を考慮し
ていただくか、若しくは当社費用から使用量のお知らせの投函に掛かる費用について控除し
た額で比較していただく必要があるものと考えてございます。

なお、当該費用を除いた残りの雑給についてでございますけれども、こちらは前回原価
と比較いたしまして、約3億5,000万円減、率にしまして約63%減で今回、申請させてい
ただいております、これに再雇用者等の給与を除きますと1.5億円となりますので、事
務局資料、51ページで示していただいております当社の棒グラフの長さは約半分以下になる
ものと想定をしてございます。ぜひともこの点、御検討いただきたく、よろしくお願い
いたします。

当社からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。御指摘の点については、委員の御意見を踏まえて、
また後ほど事務局からコメントを頂きたいと思います。

ほかにいかがでしょう。安念委員、どうぞ御発言ください。

○安念専門委員 私も華表委員と同じで、全体にはそんなに大きな問題はないなという
印象を持っておりますが、先ほどE Pの秋本社長から御指摘のあった、退職給与の水準に
ついての考え方です。これはすぐに結論が出そうもないものですから、後ほど事務局から
コメントがあれば伺いたいと思いますが、念のため、事務局において論点の整理をしてい
ただけると大変ありがたいと存じます。

以上です。

○山内座長 承知いたしました。ありがとうございます。

ほかにございますか。松村委員、どうぞ。

○松村専門委員 松村です。

沖縄電力から説明があった点はもっともだと思いますので、その点については精査した上で、補正後に方針どおりに査定していただければと思います。

それから東京電力から退職金についての、サンプルというので、今の事務局の方針だと問題、ある種の偏りがあるという御指摘はもっともだと思いますが、その際に、事務局も整理していただきたいし、あるいは東京電力にもぜひ御協力を頂きたい。その類いのことを、これは信頼性が低いから補正すると、結果的に直近のものを取った結果として、過大になることも過少になることも両方あり得ると思います。過少になったときだけ、それはやはり問題があるから、こう変える提案をするのだけれども、過大になったときには頬かむりしてそのまま使うということだとすると、それだけ取ってみると合理的な提案に見えても、全体としては不合理な提案になる、つまり偏って原価を上げてしまう可能性がある。今まで、電力会社の申請で積極的に、今までの整理・恣意性みたいなものを排除するという意味ではこうなのだと原価が過大になるから、こう修正して申請しましたという実例がどんなものがあるのかを出していただきたい。両方あって、より適切な原価算定の結果原価を下げたケースだけ認められて増加したほうだけ補正されるとアンフェアだから、今回も提案通り補正することはあり得ると思います。そのような、原価を下げる補正のケースがなかったとすれば、とても不自然。今までの申請において具体的にそのようなものがあったのかを整理していただき、それが十分なければ、さすがにこれだけ調整するのは不自然だと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

ほかにいらっしゃいますか。川合委員、どうぞ。

○川合専門委員 川合です。人員計画とかを見ていて少し気になったものですから、発言させていただきます。

人員計画というのは、やはり会社ごとに人員構成、特に年齢、デモグラフィみたいな感じですけども、こういうものがかなり違うのではないかという気がしています。これだけ見ると、どういう年齢構成の人がいて、それから結構高齢の方、退職した後、再雇用した人とかいうのは出ているのですけれども、大体会社の経営が厳しくなると新規採用を減

らして、若い人が少なくなつて、そのために今後、どちらかというと比較的高給を取っている人がやめていけば、その分、若い人を増やしていくとかいうこともあるのだと思いますが、若い人が増えても、その人は給料が安いので、人件費が減って見えてしまうみたいになるということもあろうかとは思いますが。

それで、できたら、年齢別人員構成みたいなものを少し見せていただきたいのと、この問題を見ていて思った次第なのですけれども、そういうことというのは可能なのでしょうか。御検討いただければ幸いです。

○山内座長 ありがとうございます。恐らく事業所さんの御協力があれば可能ではないかと思えますけれども。

エナジーパートナーさん、どうぞ。

○秋本オブザーバー 東京電力エナジーパートナー・秋本でございます。

今、御指摘がありました人員構成についてでございますが、御参考までにということで、参考資料7-1、こちらは弊社の人員計画で、3ページを御覧いただければと思います。弊社東京電力エナジーパートナーの場合で言いますと、こちらのとおりでございまして、これを見ていただくとお分かりのとおり、50代前半の比率が一番高くて、その次に多いのが45～49歳でございますので、今後、10年程度で定年退職数が増加をいたします。

他方で、特に東日本大震災以降、採用を中止した期間があったことでありますとか、あるいは継続的な人員削減等によって、今、年齢構成がゆがんでおりまして、特に30代の中堅が非常に少ない構成になってございます。そういったこともあって、先ほど御説明をさせていただいたとおり、計画的な採用増ということで要員を確保していくということになっているということでございます。

御参考までに、発言させていただきました。

○山内座長 ありがとうございました。また扱いについては事務局からコメントを頂きます。

北海道電力からも手が挙がっていますが、圓尾委員、この件でしょうか。

○圓尾委員 違いますので、北海道さんの後で大丈夫です。

○山内座長 では、北海道電力のほうからどうぞ。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。

私どもの資料につきましても、参考資料6-1、こちらの3ページでございますが、こちらのグラフが年齢別の従業員数でございますので、弊社のほうはこちらを御参考にして

いただければと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員 先ほど東京電力さんの期待運用収益率のところで松村先生がおっしゃったことは、非常に大事だと私も思っていて、これは、この費用項目だけにとどまらず、やはりこういった原価を申請していただいて、査定するという、その作業の中で、増査定を認めるかどうかというところでも議論しましたが、要は、高く費用を積んでおいて、査定されたりしようがないけれども、査定を逃れたらラッキーというような形になるのが、この仕組みで一番まずいと思うのです。ですから、ルールはルールだけれども、過大になるから、我々はきちんとここは適切な低い原価で出しましたというのがどの程度あるのかというのを見つつ、増査定を認めていくかどうかというのを判断するというのは非常に大事なポイントだと思いますので、事務局のほうも御協力していただいて、ぜひここは精緻にしっかりとやっていただきたいなと思います。

沖縄電力さんの主張は合理的だと思いますので、沖縄電力さんのおっしゃったとおりの修正でいいのかなと、私も思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。かなり建設的といいますか、重要な御指摘を頂いておりますので、後ほど事務局からコメントしていただきますが、ほかにいかがですか。

それでは、今、御意見を伺いましたので、事務局からコメントをお願いいたします。

○池田取引監視課長 まずは沖縄電力さんから、委託費について、いろいろ使用電気のお知らせの投函等々でコストが掛かっているというお話で、各委員からもごもっともではないかというコメントを頂いているところ、事務局としては恐縮ですけれども、1点、悩ましいなと思っているところが、要は需要家にどうやって、そういったものを知らせていくとか、スマートメーターもどういうスケジュールで導入していくとか、そういったことは各社の効率化も踏まえた裁量でやるので、人を雇うということは必要不可欠とまでは言えないのではないかなと。ただ、確かにおっしゃるとおりだということもあると思うので、そこは事務局のほうでまた必要に応じて御意見を聞きながら方向性をまとめていきたいと思っています。

あと、東京電力エナジーパートナーさんから御指摘をいただきました退職給与金の算定

の基礎となる中央労働委員会の統計のサンプルが、母集団も少なく、ぶれが大きいのではないかとこのところですが、これも一部の委員からおっしゃっていただいたように、では、これがどの程度までだったら補正をしなくて、どこからであれば補正をしていくかと。実際、各社、過去の査定方針とかを参考に、直近の値で出してきた者もいるところですので、そういうことも含めてそこをどうやって考えていけばいいのかというのは、早急に答えが出るような話でもないと思いますので、そこも引き続き検討していきたいと思います。

あと、川合委員からも御依頼のありました年齢別人員構成につきましては、各社から既に頂いているところもありまして、そこはまた事務局で整理をして、お示しできればと思っております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。ということで、事務局のコメントがありましたが、委員の御意見もありますので、その辺、加味していただいて、少し深掘りをするというか、説明のレベルを深めていただくということでお願いしたいと思います。

追加的な御発言はありますか。——よろしいでしょうか。

それでは、そういう方向で次回以降、改めて議論ということにさせていただこうと思います。御準備をお願いしたいと思います。

議題の6まで済みました。今日の議題は以上でございます。何か特段御発言がなければ、議事は以上で終了とさせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうで以降の進行をお願いいたします。

○池田取引監視課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきたいと思いますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第36回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——